

## 健診結果ちゃんと活かしていますか？

全国健康保険協会沖縄支部 あらき なおひこ  
荒木 直彦

宮古地区の働き盛り世代の皆様へ健康情報をお届けするため、毎月 1 回リレー方式で記事を書いています。今回は協会けんぽ沖縄支部です。

皆さんの会社では、健診を受診した従業員に対して健診結果を必ず確認するように周知していますか。健診は毎年 1 回受けることが大事ですが、その結果を受診した本人がしっかり確認してその後の行動につなげなければ意味のないものになります。当協会では、健診については、生活習慣病予防健診や特定健診を行っています。健診結果に応じて加入者の方へ健康の維持・改善へのサポートも行っています。

その一つが特定保健指導です。腹囲もしくは BMI の値が一定の基準値以上で、加えて血圧、血糖、脂質等でリスクのある方に対して、その方にあった生活習慣などの改善のサポートを行うメニューです。健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等がその方に寄り添って、生活習慣の見直しに向けた取組をサポートします。

その他のサポートとして事業所様より要望があれば、健康講話や、事業所のリスク保有率等が分かる「事業所カルテ」の説明も行っています（うちな一健康経営宣言事業所が対象です）。

また、血圧や血糖値、脂質などの数値が、本来は病院に行かなければならないような方であるにもかかわらず、まだ行っていない方に対して、病院に行って医師と相談するよう、文書や電話で勧奨を行っています。

事業主様や事業所担当者の方々をお願いしたいのは、この健診後の対応です。健診当日に特定保健指導を実施している健診機関を受診して、特定保健指導に該当する方がおられた場合は、案内がありますので積極的に利用するよう従業員の方に声掛けを行ってください。また、それに伴う勤務上の配慮もお願いします。また、それ以外の健診機関で受診した方は、後日、協会けんぽより事業所宛に案内が届きますので、特定保健指導の利用に対する時間と場所の配慮をお願いします。

従業員の方で、協会けんぽから医療機関を受診するよう受診勧奨の通知や電話が来た方から相談があった場合には、医療機関への受診勧奨と勤務上の配慮をお願いします。

沖縄県や医師会、労働局などの 5 者で行っている「うちな一健康経営宣言」事業も 3 年目に入りました。宣言事業所はすでに 1,400 事業場を超えており、オ

ール沖縄の取組として定着してきました。また、昨年はこの「うちなー健康経営宣言」事業をサポートする団体として「うちなー健康経営推進団体」も創設され、宮古島商工会議所もこの推進団体に認定されています。

この「うちなー健康経営宣言」の中では、従業員に健診を受診させること、健診の結果、特定保健指導の対象となる方に対しては特定保健指導を受けさせることを必須の項目にしています。また、有所見者に対しては、医師の意見を聞いたうえで就業上の措置をとっていただくことも必須です。ですので、医師より医療機関の受診を勧められた方に対しては、医療機関への受診勧奨と配慮をお願いします。

今回は、沖縄県宮古保健所へバトンをつなぎます。